

日本経営システム学会 学会誌原著投稿規程

(目 的)

第1条 本規程は日本経営システム学会誌（以下学会誌）への原著の投稿について定める。

(学会誌の発行)

第2条 本学会誌は、経営システムの諸問題に関する学術的、実務的研究の発展のために、会員の独創的な研究成果を公表することを主たる目的とする。

(投稿資格)

第3条 本学会誌への投稿者は連名者も含めて本学会の会員でなければならない。ただし、学生会員は正会員、もしくは名誉会員と共同執筆で投稿することができる。なお、原則として、原著投稿時、審査時、掲載時には投稿者全員の当該年度会費が納入されていなければならない。

(原著の種類)

第4条 本学会誌に掲載する原著は、論文、研究ノート、事例研究とする。

(1) 論文

論文は経営システム問題に関する理論的、方法論的に新規性を有するまとまった研究成果を公表するものである。論文には、その研究目的と結論が明示されていなければならない。したがって、事象列挙的なもの、研究の予告、中間報告的な内容のものは、論文として不適当である。

(2) 研究ノート

研究ノートは経営システム問題に関する理論的、方法論的に新規性を有する内容で、中間報告的な速報性を求める研究報告である。

(3) 事例研究

事例研究は経営システム問題に関し、現実事象から一般普遍的な理論、方法論を導出するための事例的資料の分析や、理論や方法を現実問題において検証した内容をまとめたものである。

(原著投稿の基本的要件)

第5条 投稿する原著の研究内容は、他の刊行物に発表されていないものに限られる。また、原則として本学会の研究発表大会において発表されていなければならない。

(2重投稿の禁止)

第6条 本学会への原著投稿と時期を同じくして他の刊行誌へ投稿することを禁じる。もし、原著の審査過程、あるいは、掲載決定後に2重投稿が明らかになった場合には、審査の中止、掲載決定の取り消しなどの処置を講ずる。

(原著の執筆および投稿)

第7条 原著の執筆および投稿方法については、学会誌原著執筆細則に定める。

(原著の審査)

第8条 投稿された原著の掲載可否については、論文の場合には2名以上のレフェリーの審査結果、研究ノートおよび事例研究の場合には1名以上のレフェリーの審査結果を基に、学会誌編集委員会がこれを決める。審査結果によっては原著の修正が要請される。

2. 原著の審査および掲載の細部に関する手続きは学会誌編集委員会運営細則で定めるものとする。

(掲載料および別刷代)

第9条 原著の掲載に当っては、投稿者は掲載料金を支払うものとする。また、原著の別刷代は投稿者の負担とする。なお、掲載料金、別刷料金は学会誌原著執筆細則に定める。

(著作権)

第10条 掲載された原著の著作権は本学会に属するものとする。著作権に関して何か問題が生じた場合には、本学会と投稿者が誠意を持って協議するものとする。

(規程の変更)

第11条 本規程の変更は、総会において出席会員の2分の1以上の承認を得なければならない。

(施行)

第12条 本規程は1993年2月27日より施行する。

本規程は1994年5月7日改正、施行する。

本規程は1998年8月15日改正、施行する。

本規程は1999年3月16日改正、施行する。

本規程は2002年3月4日改正、施行する。

本規程は2013年6月1日改正、施行する。

本規程は2019年5月25日改正、施行する。